

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公表番号】特表2004-529003(P2004-529003A)

【公表日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-037

【出願番号】特願2002-564128(P2002-564128)

【国際特許分類第7版】

B 3 2 B 27/20

B 6 5 D 65/40

B 6 5 D 81/24

B 6 5 D 81/30

【F I】

B 3 2 B 27/20 A

B 6 5 D 65/40 D

B 6 5 D 81/24 D

B 6 5 D 81/30 B

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月14日(2003.10.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内層、外層、及び前記内層と前記外層の間に配置されてなる粉碎再生材料層を含み、前記外層は二酸化チタンを含有し、前記粉碎再生材料層は黄色染料及び黒色染料から選択される染料を含有することを特徴とする前記多層材料。

【請求項2】

内層が二酸化チタンを含有することを特徴とする請求の範囲第1項に記載の多層材料。

【請求項3】

更に酸素遮断層、第1接着剤層及び第2接着剤層を含み、前記第1接着剤層は酸素遮断層を粉碎再生材料層の外面に結合させるように構成されており、前記第2接着剤層は酸素遮断層を外層の内面に結合させるように構成されていることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の多層材料。

【請求項4】

酸素遮断層がエチレンビニルアルコールからなる材料から構成されることを特徴とする請求の範囲第3項に記載の多層材料。

【請求項5】

染料が黄色染料であることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の多層材料。

【請求項6】

染料が黒色染料であることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の多層材料。

【請求項7】

粉碎再生材料層が二酸化チタンを含有することを特徴とする請求の範囲第1項に記載の多層材料。

【請求項8】

請求の範囲1から7のいずれかに記載の多層材料により構成されていることを特徴とす

る光感受性製品用パッケージ。

【請求項 9】

請求の範囲 3 に記載の多層材料により構成されていて、前記粉碎再生材料層が未使用高密度ポリエチレンおよび粉碎再生材料を含むことを特徴とする光感受性製品用パッケージ。

【請求項 10】

二酸化チタンおよび黄色染料を含有することを特徴とする、光感受性製品が収容されるパッケージ。